

令和6年12月定例会 代表質問 木下充啓議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「景観条例について」

○木下充啓 議長のお許しを得ましたので、香芝市議会自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

今年の6月議会におきまして、本市の景観維持と向上の観点から、駅前広場の植栽、電柱や標識の意匠など、身近な景観についてお聞きをいたしました。その際、市長に本市の景観についてお考えをお聞きしたところ、本市の特性を生かし、優れた景観が形成されるように検討を進めていきたいという回答をいただきました。こうした、市長の前向きな答弁を受けまして、10月に香芝市議会基本条例の規定に基づき、本市の景観の保護と促進について文書質問を行いました。

また、近年増加傾向にある小学校、中学校での不登校の問題を取り上げ、今回の代表質問では、1つ目に景観条例について、2つ目に不登校支援についてお聞きいたします。

まず初めに、景観条例についてお聞きします。

文書質問では、本市における条例制定の意向についてお聞きをいたしましたが、その際に非常に前向きな回答をいただきました。現在、国内の都道府県はもちろんのこと、多くの市町村でも、歴史や文化、自然などの景観を保護し、良好な景観を形成するために景観条例を定めているところが増えてきています。

そこで、景観条例とはどのような条例なのか概要をお聞きして、壇上からの質問を終わります。

○都市創造部次長 景観条例とは、地方公共団体によって様々な内容のものがございます。一般的には、良好な景観を形成し、維持することを目的といたしまして、例えば景観計画を策定することとした上で、一定の区域を重点景観形成区域などに指定をし、その区域において建築物等の配置、規模、高さ、色彩や意匠などについて、景観形成基準によって規制をするものでございます。

本市においては、京都市や奈良市のような歴史的な町並みを保全するために厳格な規制を設けていくというよりは、二上山の眺望を維持し、都市開発に当たりまして、一定のコンセプトを持った市街地景観を形成し、維持していくということが主な内容になってくるといふふうに考えてございます。特定の地域や、特定の区域の道路、またその道路の境界線から一定の範囲に限定をした中で規定を適用するような、そういった内容を想定をしております。

以上でございます。

○木下充啓 ありがとうございます。景観条例の概要と本市の方針についても少し触れていただきました。

景観条例につきましては、奈良県をはじめ、全ての政令市及び中核市ではもう既に定められていますが、それ以外の市町村でも景観条例を制定しているところが多くあります。

本市では、景観条例は定めておりませんが、奈良県内の市町村で景観条例を制定している市町村はあるのでしょうか。

○都市創造部次長 令和6年3月31日時点で、県内では奈良市、橿原市、生駒市、桜井市、葛城市の5市と斑鳩町、明日香村の7市町村で景観条例を定めている状況でございます。

○木下充啓 奈良県におきましては、それなりの景観を維持する必要のある地域が条例を定めているということが分かると思いますが、隣の葛城市におきまして景観条例を定めておられますが、どのような観点から条例を制定されたのでしょうか。

○都市創造部次長 葛城市景観条例におきましては、「青垣に見守られた豊かな歴史と自然に溢れるまち 葛城」を基本理念といたしまして、特色のある景観の創造に取り組むとともに、人々に安心感を与え、郷土愛のあふれる景観まちづくりを市民、事業者及び行政の協働によって推進し、葛城市らしい景観を次世代に継承しなければならないという趣旨で規定をしております。

以上でございます。

○木下充啓 隣のまちということで、香芝市とも共通する部分は多々あるかと思います。

景観条例を制定している市町村では、どのような効果があったとされているのでしょうか。

○都市創造部次長 景観条例に基づきまして景観計画を策定することで、建物の意匠などに対しまして色彩の制限をしたり、また地域によりまして一定のコンセプトを持った景観の保全を推進することで、調和の取れた景観形成が可能となります。これによりまして、魅力的な都市空間の形成により、人口の増加、また来訪者の増加につながるようなケースも見受けられるというふうに考えてございます。

また、地域それぞれに特色が出て、住民のまちへの愛着が生まれることも期待ができるものと考えてございます。

以上でございます。

○木下充啓 それでは、奈良県のお市町村の状況も踏まえまして、本市の景観に関する基本的な考え方を改めてお聞きしたいと思います。

○都市創造部次長 本市には、大阪に近い立地にありまして、身近に街路樹や公園などに豊かな緑が多く、また二上山の眺望などもあり、優れた景観があるというふうに認識をしております。

また、高山台地区や真美ヶ丘地区などの住宅地におきましては、一定の町並みが形成されております一方で、整備から時間が経過したような駅前広場などでは、一定のコンセプトにおいて景観が形成されているものではないというような印象も持っております。

景観法の基本理念にも示されておりますように、良好な景観は豊かな生活環境に不可欠でございまして、また地域の個性や特性によりまして、多様な形成が図られるべきものであると考えてございますので、他市の事例を参考にするなどいたしまして、本市の特性を生かした優れた景観が形成されるように検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○木下充啓 本市におきましては、豊かな緑や二上山の眺望などの自然景観、そして新しい住宅地におきましては一定のまとまりのある景観が形成されている一方で、一部の地域では、そういうまとまった景観が維持されていないというところもあるということです。

そのような状況の本市におきまして、景観条例とはどのような意味を持つのか、教えてください。

○都市創造部次長 景観条例、また景観計画の策定によりまして、公共施設の整備に関しましても景観の方針を示すことによって景観を踏まえた事業計画ですとか設計等を行うことができます。

先ほど申し上げましたとおり、整理から時間が経過した駅前広場の今後の再整備に当たりましては、また一定のコンセプトを踏まえた中で事業の検討を行うことができるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○木下充啓 それでは、景観条例のメリットとデメリットについてお聞きしたいと思いますが、景観条例は本市の特性に合わせた景観を形成し、豊かな生活環境の創造にとって大変重要なものと考えます。改めて、景観条例を制定するとなった場合、どのようなメリット、もしくは効果が期待できるのでしょうか。

○都市創造部次長 景観条例では、基本理念を定め、市民や事業者、また行政の責務を規定をいたしまして、景観計画の策定やそれに基づく一定の行為制限を定めることとなります。

ただし、本市の場合における行為制限の内容につきましては、厳格なものではなく、自由な経済活動にも配慮をしながら、基本理念に基づいて一定の行為制限によってコンセプトを持った景観の誘導を行うことを想定してございます。

これによりまして、美しい景観を形成し、維持していくことで、最終的には本市の魅力、またブランド価値の向上を図ることができ、地域の活性化にも資するものと考えてございます。

以上でございます。

○木下充啓 本市において、美しい景観を形成していくことにより、ブランド価値が向上し、またまちの活性化も期待できるということですが、その一方でデメリットもあると思います。想定されるデメリットについてご説明をいただけますでしょうか。

○都市創造部次長 景観条例に基づきまして、一定の行為制限によって、土地の所有者の方や事業者などにおける土地利用の計画立案に一定の制限が加わる可能性があると考えられ

ますが、先ほども申し上げましたとおり、想定している行為制限の内容については、厳格なものではなく、自由な経済活動にも配慮したものと考えてございます。現時点におきましては、具体的な検討を行ったわけではございませんけれども、例えば建築物について、経済活動への影響が最小限に抑えられますように、色彩の制限にとどめることなどを想定しております、こうした観点から申し上げますと、デメリットというところは限定的なものになるというふうに想定をしてございます。

以上でございます。

○木下充啓 デメリットについては、限定的なものになるということですが、ただ優れた景観の維持、向上を図るためには土地の所有者や事業者の声に一定程度の制限を加えることは必要だと思います。

景観条例によります制限につきまして、事業者の事業計画や土地所有者の意向などによってはトラブルに発展する可能性もあると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○都市創造部次長 景観形成基準に今大きく逸脱するような建築物でありましたり、広告物に関しましては、行為の制限を行う内容となるというふうに想定をしてございます。それこそが良好な景観を維持するために必要な制限の内容というふうに考えてございます。

以上でございます。

○木下充啓 それでは、景観や眺望を巡るトラブルに関しましては、景観条例を制定した場合、景観計画によるその行為の制限については、トラブルを最小限に抑える効果があるというふうにお考えなんでしょうか。

○都市創造部次長 はい。そのように考えております。

○木下充啓 行為の制限という言葉が先ほどから何度か出てきていますが、具体的にはどのような行為を制限することになるのでしょうか。

○都市創造部次長 景観法では、形態意匠の制限、高さの制限、壁面位置の制限、敷地面積の最低限度などが規定されておきまして、良好な景観にそぐわない建築物や広告物、ポスターなどの掲示物を制限することになります。

以上でございます。

○木下充啓 建築物の仕様や掲示物についての制限を行うということですが、その制限についてはどのような方法で行われるのでしょうか。

○都市創造部次長 景観計画におきまして、景観法に基づく事項を定め、建築物の建築や工作物の建設などの一定の行為に対しまして、行為の制限基準、いわゆる景観形成基準を定めることになりまして、それに基づきまして景観の誘導を行うことになります。

以上でございます。

○木下充啓 建築物の建設などの行為に関して、届出を義務づけることによって景観形成基準を満たしているかどうかをチェックしていくと、そういう認識でよろしいですか。

○都市創造部次長 はい。そのとおりでございます。

以上でございます。

○木下充啓 それでは、景観行政団体の中でも景観計画を定めていない団体というのが一定数ありますが、本市において景観計画を定める必要性はどのようなところにあるのでしょうか。

○都市創造部次長 先ほどの繰り返しになりますけれども、良好な景観は豊かな生活環境に不可欠でございまして、また地域の個性や特性によって多様な形成が図られるべきものであるというふうに考えてございますが、その実現のためには、景観計画を策定した上で、それに基づく適切な行為制限と誘導によって地域の特性を生かした良好な景観を形成し、維持していくことが必要であるというふうに考えてございます。特に、二上山の眺望に関する景観や都市開発に当たって一定のコンセプトを持った市街地景観など、秩序ある景観を形成し、維持していくためにも、景観計画の必要性を認識しているところでございます。

以上でございます。

○木下充啓 景観条例を制定する際のデメリットでもご説明をいただきましたが、景観計画で一定の行為を制限する場合、住民や事業者の活動にどのような影響があるとお考えでしょう。

○都市創造部次長 先ほども申し上げましたけれども、景観法では形態意匠の制限、高さの制限、壁面位置の制限、敷地面積の最低限度などが規定されております。そのほか、景観形成基準によりまして、必要に応じて良好な景観形成のための制限を定めるものでございますので、住民の方々や事業者の方々が土地利用に関して計画立案をする際に一定の影響を受けるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○木下充啓 行為の制限に関しては、それほど厳格なものではなくて、デメリットも限定的なものになるというご説明をいただきましたが、景観条例や景観計画を策定するにおきまして、住民や事業者の活動に一定の制限を加えるということは間違いがないことだと思います。

その基準を設定することにおいて、慎重に進めなければならないと考えますが、景観条例や景観計画を策定するとなった場合、市としてどのように対応することが必要だとお考えでしょう。

○都市創造部次長 まず、本市と共に事業者や市民の皆様が景観法に示されている基本理念を認識をし、責務を果たすということが必要でございまして。

景観計画の策定におきましては、景観法第9条第1項に規定をされております住民の意見を反映させる措置として、アンケートやパブリックコメントにより広く意見を聞くことによりまして、デメリットが生じないように研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○木下充啓 市民や事業者の方々の意見を十分に聞き、また本市における良好な景観を形成していくことの重要性などをしっかり周知、啓発をし、市民と事業者、そして行政が協力

していくことが重要だと思いますので、条例制定や計画策定におきましては、市民や事業者との対話を重視して、拙速に進めることなく、十分な対話を経て進めていただきたいと思います。

続きまして、空き家に関しましてお聞きをいたします。

景観に大きな影響を与えるものとして空き家がございます。私は、空家等対策推進協議会の委員ですので、ここでは景観に関わることに限定してお聞きしたいと思います。

空き家はないにこしたことはありませんが、私が住んでいるエリアでも空き家は相当数存在をしております。適正に管理されている空き家等では問題はないと思いますが、景観に悪影響を及ぼす空き家等も見受けられるのが実情です。

本市では、景観に悪影響を及ぼす空き家がどの程度あるのか、把握はできているのでしょうか。

○都市創造部次長 令和5年に実施をいたしました国の住宅・土地統計調査によりますと、本市の住宅総数3万2,360戸に対しまして、賃貸用や売却用の空き家を含む空き家の総数は2,230戸でございました。前回の平成30年の同調査におきましては2,560戸でございました。また、令和3年度に本市が独自に実施をいたしました実態調査の結果につきましては、空き家候補が597戸、そのうち特定空家の可能性があるものが1戸ございました。景観に悪影響を及ぼす空き家といたしまして、特定空家が該当するというふうに思いますが、この空き家につきましては既に取り壊しをされてるものでございます。

以上でございます。

○木下充啓 特定空家と認定されてはいなくても、目立つ立地の老朽化した空き家等は景観に大きな影響を及ぼします。これは、かなり主観的な部分も多いとは思いますが、空き家が景観に及ぼす影響について、どのように認識をされているのでしょうか。

○都市創造部次長 適切な管理が行われていない空き家は、建物が老朽化し、雑草が高く伸び、地域の景観に対しまして悪影響を及ぼす可能性がございます。

空き家の発生は、景観に対して影響があるという観点から、現行の特定空家等の判断基準におきましては、建築物の損傷具合や立木の繁茂、ごみ等の散乱など、周辺の景観と著しく不調和な状態につきましても特定空家の判断とする事項としております。空き家が景観に及ぼす影響を踏まえて判断を行っているものでございます。

以上でございます。

○木下充啓 空き家も個人の所有物であるために、行政でできることというのは限界があると思いますが、景観にも配慮した空き家対策を行っていただきたいと思いますをお願いをいたします。

続きまして、景観条例を制定する場合の課題についてお聞きしたいと思います。

先ほど来、景観条例に関してメリット・デメリット等も含め、様々お聞きしてまいりましたが、景観条例、景観計画を策定とした場合、市民や事業者の行動を一部制限するなどの指摘がありました。関係者との調整が必要ということではありますが、具体的にどのような

なことを行っていかなければならないのでしょうか。

○都市創造部次長 本市と共に事業者や住民の皆様が景観法に示されている基本理念を十分に認識をした上で、景観計画の策定と同様に、市民の皆様の意向に沿ったものとするのが重要であると考えてございます。

景観条例を策定するだけでは、直ちに行為規制が生じるものではないことから、景観条例の制定によって大きな問題が生じることは考えにくいところではございます。景観計画の策定の段階で、いずれの区域を重点景観形成区域として指定していくのかというところが、まずは大きな課題になってくるといふふうに考えてございます。

また、手続におきましては、景観法に基づきまして、本市が景観行政団体へ移行するための奈良県との協議でありましたり、既に奈良県において景観計画を定めてございますので、本市が景観行政団体へ移行してから、独自の景観計画を定める間の奈良県景観計画の運用に係る取扱いなどにつきまして事務的な調整が必要となってございます。こうした、協議や調整を円滑に進めていくことが手続における課題と認識をしてございます。

以上でございます。

○木下充啓 奈良県の景観条例、景観計画というのは既に定められていますが、本市がそのような条例、計画を制定するとなった場合、奈良県の条例、計画とはどのような関係になるのでしょうか。

○都市創造部次長 奈良県景観条例があるから本市が景観条例を策定してはならないということではなく、奈良県は広域的な視点を持って条例や計画を定めてございまして、各市町村は地域にとって守るべき景観について定めるものができるというふうに考えてございます。

奈良県景観条例第3条第3項につきましては、「県は良好な景観の形成に関する市町村の施策及び県民、事業者及び民間団体の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう、必要な措置を講ずる責務を有する」と規定をしてございますので、これに基づきまして、奈良県から本市が主体的かつ取組が促進されるよう、必要な処置が講じることとされてございます。

以上でございます。

○木下充啓 ご答弁いただいたとおり、奈良県の条例計画に沿った本市の条例や計画になると思いますが、ある程度、本市独自の基準を設けることも必要になってくるかと思いますが、どの程度、奈良県の条例、計画に縛られるものなのでしょうか。

○都市創造部次長 景観に関わる行為につきましては、景観法の規定に基づいて届出などの手続を行う必要がございます。景観法においては、届出をしなかったり、また虚偽の届出をした場合などにつきましては罰則の規定が設けられてございます。

以上でございます。

○木下充啓 罰則もあるということですので、それは法的な拘束力も多分に有するということだと思います。

それでは、景観計画におきまして、建築基準法も関係してくると思いますが、どのよう

な位置づけになるのでしょうか。

○都市創造部次長 景観法に基づく届出と建築基準法に基づく建築確認申請とは、手続においては直接的に関係があるものではございませんので、それぞれの法令によりまして審査をされることになります。

以上でございます。

○木下充啓 分かりました。

本市では、三橋市長の人口増加政策の一つとして、駅前などの一定区域の建築物の高さ制限を緩和するという方針が示されていますが、建築物が高くなることにより、二上山の眺望が遮られる地域が出てきたりする可能性があります。高さ制限緩和の方針と景観条例や景観計画が不整合となる懸念はないのでしょうか。

○都市創造部次長 本市における景観条例や景観計画を定める際には、香芝市の都市計画マスタープランでございましたり、立地適正化計画、そして第一次香芝市都市計画再編基本方針といった上位計画や方針などを踏まえて調整を図りまして、不整合のないような内容において検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○木下充啓 同時に、人口増加政策のもう一つの策として、市街化区域拡大の方針も示されています。

開発を制限するなど田園地帯の保護も求められるであろう景観条例及び景観計画の策定と市街化区域拡大の方針との間にそごが生じる可能性がないのか、懸念をするところではありますが、その点に関しましてはいかがでしょう。

○都市創造部次長 こちらの点につきましても、上位計画や関連計画に基づきまして、整合性の取れた内容になるように検討を行います。また、市街化調整区域から市街化区域への区域変更、区分変更につきましても、無秩序な計画にならないように、地域の環境や地域の実情を踏まえながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○木下充啓 よく分かりました。

それでは、条例制定や計画策定をすることになった場合、どのようなスケジュールになるのでしょうか。詳細は結構ですので、概要だけ教えてください。

○都市創造部次長 国の手引において示されている景観計画の検討の主な流れといたしましては、基礎調査を実施した上で景観計画の案の検討を行い、景観行政団体への移行を進めるという形になります。並行いたしまして、景観条例の制定の検討を行いまして、その後、景観計画の素案を作成し、住民の皆様などから意見を賜るという形になります。

景観計画の策定につきましては、基礎調査を開始いたしましてから景観条例の制定を経て、景観計画の策定、運用までは一般的に2年から3年ほど要するというふうに解されております。

以上でございます。

○木下充啓 最後に、景観に関する具体的な事例として、3点、市の見解を伺いたいと思います。

まず、金剛生駒紀泉国定公園に指定されています二上山の眺望、これは香芝市や隣の葛城市にあって、見る場所によっては大きく姿を変える本市の誇る自然環境の一つでもあります。また、二上山の北側にあるどんづる峯も自然の観光資源として、本市にとっては貴重なものと考えます。

このような自然環境保護について、市の見解をお伺いいたします。

○都市創造部次長 広域的な眺望景観の保全につきましては、良好な景観が豊かな生活環境に不可欠であるという理念を市と事業者、住民がお互いに認識を持つということが重要でございます。その上で、景観計画におきましては、自然景観の保全に係る景観形成基準を定めまして、景観の保全に取り組むこととなるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○木下充啓 2点目に、6月議会でもお聞きしましたが、電柱や電線に関しまして、改めて景観に関わることで見解をお伺いいたします。

○都市創造部次長 景観計画におきましては、例えば景観を阻害する要因となっている電柱や電線等について、地中化や意匠などの工夫に努めるといった方針を示すことで、施設管理者に対しまして要請をするということが考えられます。

以上でございます。

○木下充啓 施設管理者に対しては、しっかりと要請をしていっていただきたいと思いますが、無電柱化、無電線化に関しましては、費用もかかることであり、長期間要すると思いますが、長期的な視点を持って進めていっていただきたいと思います。

最後に、看板やポスター等が景観に与える影響も大きいと言われています。

商業地や住宅地などそれぞれの用途地域で規制内容も異なると思いますが、景観計画との関わりにおきまして、どのように扱われるか、教えていただけますでしょうか。

○都市創造部次長 ポスターや看板類は、屋外広告物法、また奈良県の屋外広告物条例に基づいて掲出をされているものでございます。条例の規定におきまして、奈良県の景観計画に示されております景観保全型広告整備地区の活用が推進されているところでございまして、本市においては現在香芝インターチェンジ周辺沿道地区に規制がなされているところでもございます。

本市の景観計画では、細やかな地域特性を考慮した中で、広告整備地区を改めて設定することですとか、あるいは違反屋外広告物対策の推進などを規定するということが考えられます。

以上でございます。

○木下充啓 ご答弁ありがとうございました。

将来、景観条例を制定することとなった場合には、課題のところでも申し上げましたが、本市において良好な景観を形成していくためには、市民と事業者、そして行政が一体となって進めていくことが重要です。重ねて申し上げますが、景観条例の制定や景観計画を策定する場合には、拙速に進めることなく、市民や事業者と十分な意見交換を行い、景観に関する

啓発等、コミュニケーションをしっかりと取って進めていっていただきたいと思います。

「不登校支援について」

○木下充啓 続きまして、大項目の2つ目、不登校支援についてお聞きいたします。

本市の不登校支援についての内容ですが、まず全国的な例として、文部科学省の令和5年度の調査によりますと、小・中学校における不登校児童・生徒は34万6,482人であり、前年度から15.9%増加し、過去最多となっています。

本市の不登校の現状と支援についてお聞きしますが、まず不登校の定義について教えてください。

○教育部長 お答えいたします。

不登校児童・生徒の定義でございますけれども、何らかの心理的、情緒的、身体的、もしくは社会的要因または背景によって、児童・生徒が出席しない、またはすることができない状況にある児童・生徒であると、このように文部科学省が定義いたしております。

なお、病気または経済的理由による場合は除かれるものでございます。

以上です。

○木下充啓 期間についてはどうでしょうか。

○教育部長 はい。その定義もございまして、文部科学省が実施いたします児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におきましては、不登校児童・生徒に該当する児童・生徒は、1年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒を言うとしております。

以上です。

○木下充啓 それでは、本市の不登校の状況はいかがでしょうか。過去の推移も併せてお答えください。

○教育部長 過去3年のデータを申し上げますと、不登校を理由に30日以上欠席した児童・生徒の数でございますけれども、令和3年度は小学校47人、中学校116人、合計で163人、全体に占めるその割合は2.20%でございます。令和4年度につきましては、小学校69人、中学校137人で合計206人、割合は2.82%。令和5年度につきましては、小学校95人、中学校142人ということで合計237人でございます。割合については、3.34%であることから、本市におきましても増加傾向にあるということが申し上げます。

以上です。

○木下充啓 本市におきまして、不登校の生徒が在校生に対しまして3.34%あると。相当数いるということが分かりますが、これは全国と比べてどうなのでしょう。

○教育部長 全国の調査におきましては、不登校の児童・生徒の割合が3.7%となっており、本市につきましては若干、0.3ポイント程度でございますけれども、低い値にあるということが申し上げます。

以上です。

○木下充啓 本市におきましても、不登校の児童・生徒が年々増加し、その割合も上昇してきていると、状況が分かります。

全国でも本市でも増加傾向にあります不登校、この要因につきましては様々あると思いますが、本市ではどのような要因で不登校になっている児童・生徒が多いと分析をされているのでしょうか。

○教育部長 先ほど来、申し上げております全国の問題行動調査の結果によりますと、学校生活に対してやる気が出ない、不安、抑鬱、生活リズムの不調、学業の不振、友人関係を巡る問題、親子関係の問題等が要因の上位に上げられているところでございます。本市におきましても、同様の傾向にございますけれども、欠席理由が特定できないケースでございまして、先ほど申し上げたような複合的な理由からなるというケースも多くあるものでございます。

以上です。

○木下充啓 要因については様々あり、それを調べるというのも難しいことだとは思いますが、一定数存在する不登校児童・生徒への支援というの、本市では力を入れているのではないかと思います、現在どのような支援を行っているのでしょうか。

○教育部長 本市におきましては、すみれ教室という適応指導教室を運営いたしております、不登校の児童・生徒が自分に合ったペースで、また家庭以外の場所で学習、生活できるように対応いたしております。

また、学校支援室にはスクールソーシャルワーカー、そして適応指導教室には不登校等相談員、小学校にスクールカウンセラー、中学校には教育指導員などの専門スタッフを配置いたしまして、様々なケースに対応いたしております。

また、子供たちと年齢の近い存在といたしまして、大阪樟蔭女子大学の大学院の心理学専攻の大学院生による心理的支援といったようなことも実施いたしております。

以上です。

○木下充啓 不登校児童・生徒への支援において、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、それぞれどのような役割を果たしているのでしょうか。

○教育部長 お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは、不登校の背景に家庭の課題、学校での人間関係、本人の困り感などが隠されている可能性を念頭に置きまして、教員、福祉、相談支援機関等と連携して解決の方法を探る役割を果たしております。また、スクールカウンセラーは、児童・生徒、保護者の心のケアを専ら担当いたしております。

以上です。

○木下充啓 先ほど説明の中で、大阪樟蔭女子大学大学院生の心理的支援というのもありましたが、それはどのような内容と効果があるのでしょうか。

○教育部長 世代の近い心理学の知識のある学生でございまして、そういった学生が児

童・生徒のカウンセリングを行うことによりまして、学生は相談内容等を常に教授に報告の上、次回以降のカウンセリングについて方針を整理することになります。児童・生徒は、世代の近い学生たちが相談に応じるということで、家庭、家族や友達のことなどを気軽に相談できるということで、学校はまたこの心理的支援を通して得た情報を基に多角的な視点で児童・生徒に関わることができております。

以上です。

○木下充啓 様々な取組を進めていただいているということが分かりますが、不登校児童・生徒のケアは非常に困難なことが多いと思います。支援の方法もいろいろ試行錯誤をしていただいていると思いますが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの成果として、何か顕著な成果の例というのは挙げるのでしょうか。

○教育部長 不登校対応のカウンセリングにつきましては、このニーズに応じた援助を行ってございます。その結果、関係機関の連携のみでなく、別室登校や適応指導教室等の居場所利用につなげることができているということでございます。

例といたしましては、小学校から中学校進学後も不登校状態が継続している生徒に対して、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を丁寧に行うことによって、本人や保護者と関係を築きながら継続的に関わる中で、高校進学意向を持っているということを基に、学校、関係機関と連携して支援を行った結果、希望校に合格し、現在も本人なりに学校と関わるようになったといったような事例がございます。

以上です。

○木下充啓 家庭訪問等も粘り強く行っていただいているということですが、不登校の児童・生徒への支援は、その家庭への支援でもあると思います。各学校では、家庭に対してどのような支援を行っているのでしょうか。

○教育部長 子供が学校に行けないという状況については、保護者にとっては心理的な悩み、不安など、大変負担が大きいものでございます。保護者の心を支え、解決に向けて共に取り組むため、状況に応じて継続的に家庭訪問を実施いたしております。そこで、学校の情報を伝えるとともに、不登校解消に向けた多様な選択肢を情報として伝えてございます。また、ケースによってはスクールソーシャルワーカー、そして福祉機関が協力して家庭訪問を実施することもございます。

以上です。

○木下充啓 不登校児童・生徒の場合は、学びということも非常に重要になってくると思いますが、文部科学省では誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を行っています。その内容について概要をご説明いただけますでしょうか。

○教育部長 お答えいたします。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を取りまとめたCOCOLOプランの内容を申し上げます。

その中で、1つ目といたしましては、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学び

たいと思ったときに学べる環境を整える。2つ目、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する。3つ目、学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。この3つのことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現しようとするものでございます。

以上です。

○木下充啓 本市もその方針に従って取組を進めていただいていると思いますが、本市では不登校の児童・生徒に対し、学びの機会をどのようにして提供しているのでしょうか。

○教育部長 各学校におきましては、保健室登校、そして別室登校、放課後登校などによりまして、各児童・生徒の少しでも学校に行きたいという思いに合わせ、学校における学びの機会を確保するとともに、当該児童・生徒や保護者と十分に相談した上で、必要に応じてオンラインによる授業配信の機会を確保するように努めているところでございます。

以上です。

○木下充啓 様々な方法で学びの機会を提供していただいているということですが、その先にある進路選択、不登校生徒の進路選択については、本人にとっても保護者にとっても大きな不安であると思います。それに関しまして、本市での取組はどのようなものがあるのか、お聞きします。

○教育部長 今ご指摘のように、中学校卒業後の進路選択の一助とすることを目的といたしまして、定時制、通信制、また寮のある高等学校につきまして、個別の相談を通して各校の教育理念や教育活動を知る機会といたしまして、個別相談会を実施させていただきました。また、そのうち寮のある高等学校を訪問して、高校生活の様子を知るため、現地の見学会を実施させていただきました。今年初めての取組でございますけれども、検証の上、今後も継続してまいりたいと考えてございます。

○木下充啓 様々な新しい取組を進めていただいているということは大変すばらしいことだと思います。試行錯誤になるとは思いますが、これからも新しい取組を進めていただきたいと思います。

最後に、不登校の予防策についてお聞きしたいのですが、どのようなことが必要だとお考えでしょう。

○教育部長 COCOLOプランにもございましたけれども、児童・生徒の心の小さなSOSを見逃さず、早期支援をすること、これが最も大事なことであるというふうに考えてございます。

香芝市におきましては、1人1台端末を活用いたしまして、いいネットついでというアプリを通して、子供たちが自分の心身の状態の変化への気づきを発信し、支援につなげるきっかけといたしております。

以上です。

○木下充啓 そのアプリの効果としては、どのようなものがあるんでしょう。

○教育部長 まず、学級全員の子供たちの心や体調の変化をリアルタイムで、かつ一覧表で一目で把握することができますので、早期支援につなげることができております。また、学級担任だけでなく、全教職員がデータを閲覧することができるので、見落としを防ぎ、教員全員で支援体制を取るということができてございます。

以上です。

○木下充啓 不登校を未然に防ぐための一つの方策として、いいネットつーとというアプリを活用していただいているのは、いい取組ではないかなと思います。

病気や経済的理由によること以外の要因としては、児童・生徒が行きたいと思える学校づくりが重要と考えますが、この点に関しましてはいかがでしょうか。

○教育部長 ご指摘のように、何より学校がみんなが安心して学べる魅力的な場であるということが必要でございます。市内各学校が児童・生徒の授業への満足度、教職員への信頼感、学校生活への安心感等を学校評価というものを通しまして把握してございます。教育委員会といたしましても、各学校がしっかりとその課題の改善に努められるように、今後も適切な指導、助言を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○木下充啓 現在では、不登校の児童・生徒を無理に学校へ行かせるのではなく、個人や事情に合った学び方があることを伝え、学ぶ機会を提供することが重要だとされています。定時制や通信制、そして寮のある高等学校等を紹介する相談会や見学会を行う新しい取組も進められていることに期待をしております。

また、今後その成果につきましてもお聞きしたいと思いますので、引き続き不登校児童・生徒への支援、そして保護者への支援を粘り強く続けていっていただきますようお願いを申し上げます。

今回は、景観条例について、そして不登校支援についてお聞きをいたしました。

これで、香芝市議会自由民主党、木下の代表質問を終わらせていただきます。具体的で的を射た答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。